

東北電力株主総会・株主提案議案一覧表

〈作成〉脱原発東北電力株主の会

第68回（1992年H4） 77名（45,400株）

第3号議案 定款一部変更の件

◎議案内容

第4章 取締役及び取締役会の「(選任)第17条」を、一部改正する。
改正案の内容は、以下のとおりである。

現行定款	改正案
(選任)第17条 取締役は、株主総会において選任する。	(選任)第17条 取締役は、株主総会において選任する。 <u>ただし、県議会議員は取締役として選任しない。</u>

第4号議案 取締役3名解任の件

◎議案内容

取締役小野寺信雄（前宮城県議会議員）、太田豊秋（福島県議会議員）、工藤省三（青森県議会議員）の3氏を、取締役から解任する。

第5号議案 取締役小野寺信雄氏に対し、退任慰労金を贈呈しない件

◎議案内容

取締役小野寺信雄氏の退任にあたっては、退任慰労金を贈呈しない。

第72回（1996年H8） 102名（68,400株）

第2号議案 利益処分案承認の件

◎議案内容

配当を従来より20%引き上げるとともに、放射性廃棄物の永久管理のための準備金の積み立てを行う。具体的には以下の通り利益処分を行う。

処分対象金額については会社提案のとおりとする。この金額を以下のとおり処分する。

- 1 配当金を会社提案より20%、1株につき5円増額して、30円とする。
- 2 利益準備金は配当金の10%とする。
- 3 放射性廃棄物永久管理準備金300億円を積み立てる。
- 4 以上でなお余った処分対象額は、次期繰越とする。

第3号議案 定款一部変更の件（1）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第7章 新規電源立地活動における規範

第38条 当会社の行なう新規電源立地においては、地元住民の意思を尊重する。

- 2 電源立地地点の市町村長または市町村議会あるいは住民の直接投票が、立地反対の意思表示をしたときには、速やかに立地計画を取り止める。

第4号議案 定款一部変更の件（2）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第8章 プルトニウム

第39条 当会社は、経済性および安全性の見地から、いかなる形においてもプルトニウムを燃料として使用しない。

第 73 回 (1997 年 H9)

409 名 (372, 200 株)

第 5 号議案 利益処分案承認の件

◎議案内容

配当を従来より 20%引き上げるとともに、巻原発建設計画の経営責任をとるために、当期役員賞与金は計上しない。また、放射性廃棄物の永久管理のための準備金の積み立てを行う。具体的には以下の通り利益処分を行う。

処分対象金額については会社提案のとおりとする。この金額を以下のとおり処分する。

- 1 配当金を会社提案より 20%、1株につき 5円増額して、30円とする。
- 2 利益準備金は配当金の 10%とする。
- 3 役員賞与金は 0円とする。
- 4 放射性廃棄物永久管理準備金 300億円を積み立てる。
- 5 以上でなお余った処分対象額は、次期繰越とする。

第 6 号議案 定款一部変更の件 (1)

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 7 章 遊休資産の回避

第 38 条 「巻原発」中止と資産遊休化の回避

住民投票により建設不可能に追い込まれた巻原発を正式に中止し、以下の代替 2 案を地元自治体に提案し、その同意を得て、資産の遊休化を回避する。

第 1 案 買収済の敷地を地元自治体に売却処分し、できるだけ資金を回収し、金利負担を軽減する。

第 2 案 地元自治体が敷地の買い取りに応じない場合は、原発以外の発電方式へ計画を変更し、地元自治体の同意を得て、資産の遊休化を回避する。

第 7 号議案 定款一部変更の件 (2)

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 8 章 使用済核燃料の再処理の放棄

第 39 条 当社は、経済性および安全性の見地から、いかなる形においても使用済核燃料の搬出および再処理を行わない。

第 8 号議案 定款一部変更の件 (3)

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 9 章 動力炉・核燃料開発事業団に対する出資金の回収

第 40 条 動力炉・核燃料開発事業団に対する出資金を回収し、今後の出資も行わない。

第 9 号議案 定款一部変更の件 (4)

◎議案内容

第 4 章取締役及び取締役会の「(員数) 第 16 条」を、改正する。

改正案の内容は以下のとおりである。

現 行 定 款	改 正 案
(員数) 第 16 条 当会社に取締役 25 名以内を置く	(員数) 第 16 条 当会社に取締役 22 名以内を置く

第 10 号議案 退任取締役および退任監査役に対する慰労金贈呈の件

◎議案内容

本総会終結時に退任する取締役および監査役の退職慰労金を、会社提案の半額に減額する。

第 74 回 (1998 年 H10) 402 名 (350, 200 株)

第 6 号議案 利益処分案承認の件

◎議案内容

配当を従来より 20%引き上げるとともに、当社の原発からの使用済み核燃料の再処理により生じた、高レベル放射性廃棄物の永久管理のための準備金の積み立てを行う。具体的には以下の通り利益処分を行う。

処分対象金額については会社提案の通りとする。この金額を以下の通り処分する。

- 1 配当金を会社提案より 20%、1株につき 5円増額して、30円とする。
- 2 利益準備金は配当金の 10%とする。
- 3 高レベル放射性廃棄物を永久管理するための準備金として、原子力発電施設解体引当金相当額の 150億円を計上する。
- 4 以上でなお余った処分対象額は、次期繰越とする。

第 7 号議案 定款一部変更の件 (1)

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 7 章 節電の推進

第 38 条 当社は、地球環境保全のために、節電への積極的な取り組みを押し進める。

第 8 号議案 定款一部変更の件 (2)

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 8 章 再処理委託契約の凍結

第 39 条 当社が、フランス・イギリスの再処理事業者と結んだ再処理委託契約を一時凍結する。

第 9 号議案 定款一部変更の件 (3)

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 9 章 発生廃棄物の責任管理

第 40 条 当社の事業によって発生した廃棄物は、発生者の責任管理の原則に則り、責任をもって管理を行う。

第 10 号議案 定款一部変更の件 (4)

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 10 章 電気事業による被害者の救済

第 41 条 当社の事業の従事者及び施設周辺の住民に、当社の事業に起因する健康被害あるいは生命の損失が発生した場合には、当社が責任をもってその救済を行う。

第 11 号議案 取締役 1 名解任の件

◎議案内容

取締役社長八島俊章氏を、巻原発問題の経営責任を取らせるために解任します。

第 75 回 (1999 年 H11) 407 名 (365, 600 株)

第 4 号議案 利益処分案承認の件

◎議案内容

配当を従来より 20%引き上げるとともに、当社の原発からの使用済み核燃料の再処理により生じた、高レベル放射性廃棄物の永久管理のための準備金の積み立てを行う。具体的には以下の通り利益処分を行う。

処分対象金額については会社提案の通りとする。この金額を以下の通り処分する。

- 1 配当金を会社提案より 20%、1株につき 5円増額して、30円とする。

- 2 利益準備金は配当金の10%とする。
- 3 高レベル放射性廃棄物を永久管理するための準備金として150億円を計上する。
- 4 以上でなお余った処分対象額は、次期繰越とする。

第5号議案 定款一部変更の件（1）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第7章 地球温暖化対策の推進

第38条 当社は、地球環境保全のために、地球温暖化対策を積極的に押し進める。そのために原子力発電は縮小する。

第6号議案 定款一部変更の件（2）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第8章 発電設備の有効利用と安全性の確保

第39条 当社は、経済性の面から当社所有の発電設備の良好な稼働率を確保するとともに、安全性の面から寿命に達した原子力発電設備は直ちに廃炉にするものとする。

第7号議案 定款一部変更の件（3）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第9章 発電設備の適正立地

第40条 当社は、経済性・安全性および地球環境保護のために、発電設備を消費地に近接して立地する。

第8号議案 定款一部変更の件（4）

◎議案内容

第4章 取締役及び取締役会の「(員数)第16条」を、改正する。

改正案の内容は、以下のとおりである。

現 行 定 款	改 正 案
(員数) 第16条 当社に取締役25名以内を置く	(員数) 第16条 当社に取締役15名以内を置く

第76回（2000年H12） 447名（438,500株）

第2号議案 利益処分案承認の件

◎議案内容

配当を従来より20%引き上げるとともに、経営不振による株価の落ち込みの責任をとって役員賞与金を会社提案の半額とする。また当社の原発が発生させた高レベル放射性廃棄物の永久管理のための準備金の積み立てを行う。具体的には以下の通り利益処分を行う。

処分対象金額については会社提案の通りとする。この金額を以下の通り処分する。

- 1 配当金を会社提案より20%、1株につき5円増額して、30円とする。
- 2 役員賞与金は会社提案の半額とする。
- 3 利益準備金は配当金と役員賞与金を合わせた額の10%とする。
- 4 高レベル放射性廃棄物を永久管理するための準備金として300億円を計上する。
- 5 以上でなお余った処分対象額は、次期繰越とする。

第3号議案 定款一部変更の件（1）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第7章 新規電源立地活動における規範

第38条 当社の行う新規電源立地においては、地元住民の意思を尊重する。

- 2 電源立地点の市町村長または市町村議会あるいは住民の直接投票が、立地反対の意思表示をしたときには、速やかに立地計画を取り止める。

第4号議案 定款一部変更の件（2）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第8章 小規模電源設備の開発推進

第39条 当社は、地球環境保全のため、そして電力自由化に対応するために、各家庭ないし各行政単位レベルで電気と熱を供給でき、自給させることができる小規模電源設備の開発を積極的に押し進める。

第5号議案 定款一部変更の件（3）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第9章 グリーン電気料金制度の導入

第40条 当社は、地球温暖化防止のため、自然エネルギーによる発電事業を進め、あわせて需要家の節電意識を高めるために、需要家が自由意思で割増料金を支払うグリーン電気料金制度を導入する。

第6号議案 定款一部変更の件（4）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第10章 電力自由化への対応

第41条 当社が建設を進めている原子力発電所の建設を凍結する。

第7号議案 定款一部変更の件（5）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第11章 持ち株会社化による経営の分割

第42条 当社は電力自由化に対応し、経営資源の適正化と効率化をはかるために、発電・送電・配電等の機能およびエリアによって会社を分割し、これを持ち株会社が統括する下記の形態・名称に組織変更する。組織を変更するにあたっては当会社株主の不利益にならないように、持ち株会社は株主の意向を尊重して、当会社株主所有の株式を事業子会社群に割り当てる。

- ・北東北発電（青森・秋田・岩手3県で水力・火力発電事業を行い、電力を卸売りする）
- ・南東北発電（宮城・山形・新潟・福島4県で水力・火力発電事業を行い、電力を卸売りする）
- ・東北送電ネットワーク（送電線を所有し、高圧送電系統および送配電ネットワークの運用者として、系統の安定性の確保にあたる）
- ・北東北配電サービス（青森・秋田・岩手3県の需要家に電力を供給する）
- ・南東北配電サービス（宮城・山形・新潟・福島4県の需要家に電力を供給する）
- ・東北グリーン電力サービス（風力発電・太陽光発電・バイオマス発電・小規模水力発電など、自然エネルギーによる発電事業を行い、自然エネルギーの発電者から電力を購入し、グリーン電力を希望する需要家に電力を供給する）
- ・東北ヌークリア（原子力発電所の保守・管理・廃炉化事業と放射性廃棄物の管理にあたる）
- ・東北グリーントラスト（環境保全とグリーン・ツーリズムなどの観点に立って、地元自治体・地域住民と協力し、原子力発電用地として取得した土地や廃炉化したあとの土地の管理・販売・開発にあたる）
- ・東北電力インターナショナル（海外で発電・買電事業を展開し、あわせて途上国への技術援助・技術指導を行う）
- ・東北電力コンサルティング（エネルギーの効率利用、建物の省エネルギー技術などについてコンサルティング事業を行う）
- ・東北電力リサーチ（燃料電池・波力発電・エネルギーの効率利用・発電効率の向上などに関する技術開発にあたる）

第8号議案 定款一部変更の件（6）

◎議案内容

第4章 取締役及び取締役会の「(選任)第17条」に次の第4項を追加する。

- 4 株主総会に取締役候補者を推薦するにあたっては、取締役会はその推薦理由を株主に説明する義務を有する。

第 77 回 (2001 年 H13) 687 名 (710,700 株)

第 5 号議案 定款一部変更の件 (1)

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 7 章 新規設備投資の大幅抑制

第 38 条 当社は、本格的な電力自由化時代に生き残るため、投資効率の悪い原子力発電所の新設・建設工事を中止するなど、自然エネルギーによる発電や天然ガス火力発電をのぞき、新規設備投資の大幅抑制をはかる。

第 6 号議案 定款一部変更の件 (2)

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 8 章 自然エネルギーによる発電の促進

第 39 条 当社は、地球温暖化防止のため、自然エネルギーによる自社の発電事業をすすめるとともに、あわせて自然エネルギーからの電気の買い取りに積極的に取り組むために自然エネルギー発電買取制度を導入する。

第 7 号議案 定款一部変更の件 (3)

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 9 章 巻原子力発電所

第 40 条 当社が計画している巻原子力発電所の建設計画を白紙撤回する。
2 すでに取得済の用地については、代替案または処分計画を早期に策定する。

第 8 号議案 定款一部変更の件 (4)

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 10 章 プルサーマル計画 (MOX 燃料の利用)

第 41 条 当社が原子力発電所で使用を計画している MOX 燃料 (ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料) の利用を中止する。

第 9 号議案 定款一部変更の件 (5)

◎議案内容

第 5 章 取締役及び取締役会の「(員数) 第 16 条」と「(選任) 第 17 条」を改正する。
改正案の内容は、以下のとおりである。

現行定款	改正案
(員数) 第 16 条 当社に取締役 25 名以内を置く。	(員数) 第 16 条 当社に取締役 12 名以内を置く。
(選任) 第 17 条 取締役は、株主総会において選任する。	(選任) 第 17 条 取締役は、株主総会において選任する。 ただし、取締役候補者として各県から推薦される県議会議員は取締役として選任しない。

第 10 号議案 定款一部変更の件 (6)

◎議案内容

第 4 章 取締役及び取締役会に、次の「(退職慰労金) 第 27 条」を追加する。

第 27 条 退任取締役に対する慰労金は当社の算定基準に従って贈呈する。ただしその金額については株主総会での承認を得るものとする。
2 退任監査役についても、この規定に従う。

第11号議案 退任取締役及び退任監査役に対する慰労金贈呈の件

◎議案内容

本総会終結時に退任する取締役及び監査役の退職慰労金は、次のとおりとする。

- 1 本総会終結の時をもって退任すると予想される青森県議会議員成田幸男氏、宮城県議会議員佐々木久壽氏、福島県議会議員斉藤卓夫氏に対しては、退職慰労金を贈呈しない。
- 2 その他の退任取締役及び退任監査役に対しては、会社提案の半額に減額する。

第78回（2002年H14） 605名（592,000株）

第4号議案 利益処分案承認の件

◎議案内容

配当金を会社提案より20%、1株につき5円増額して、30円とする。また役員賞与金は、従来の会社提案額1億4000万円を25%カットする。

第5号議案 定款一部変更の件（1）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第7章 使用済核燃料の再処理の放棄

第38条 当社は、経済性および安全性の見地から使用済核燃料の再処理を行わない。

第6号議案 定款一部変更の件（2）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第8章 日本原燃への出資の中止

第39条 当社は、再処理計画が頓挫した場合のリスクを回避するため、日本原燃への出資を今後中止する。

第7号議案 定款一部変更の件（3）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第9章 電気料金の平準化

第40条 当社は電気の消費者を不公平に扱う、時間帯別電灯による料金差別を中止する。

第8号議案 定款一部変更の件（4）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第10章 補償金・協力金・寄付金等の株主総会への報告・承認及び株主への情報公開

第41条 取締役会は、1億円以上の補償金・協力金・寄付金等の支出を行った場合は、株主総会へ報告し、承認を受ける。

- 2 100万円以上1億円未満の補償金・協力金・寄付金等に関しては、単元株主に対し、本店及び営業所での閲覧・謄写を認める。

第79回（2003年H15） 601名（624,300株）

第7号議案 利益処分案承認の件

◎議案内容

会社提案の利益処分案を、次の通り修正する。配当金を従来より20%引き上げ、1株につき5円増額して、30円とする。また、トラブル隠し問題で会社の信用を失墜させた責任をとらせる意味で、役員賞与金を、会社提案の半額とする。また、当社の原発で発生した使用済核燃料を永久貯蔵するための準備金として、新たに300億円を計上する。

第8号議案 定款一部変更の件（1）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第7章 2010年自然エネルギー10%宣言

第37条 当社は、2010年までに全送電量の10%を自社による、ないしは他社から購入する自然エネルギー発電による電力とすることを経営目標として掲げ、自社の発電事業を積極的に進めるとともに、あわせて自然エネルギー発電買取制度を整備・実施する。

第9号議案 定款一部変更の件（2）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第8章 東通原発2号機建設計画の凍結

第38条 当社は、本格的な電力自由化時代に生き残るため、投資効率の悪い東通原発2号機の建設計画を凍結する

第10号議案 定款一部変更の件（3）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第9章 老朽化した発電設備の廃止

第39条 修繕費が10億円以上かかる発電設備については、株主総会に報告し、改修及び休止・廃止の承認を受ける。

老朽化し、ひび割れだらけの女川原発1号機は、廃炉にする。

第11号議案 定款一部変更の件（4）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第10章 使用済核燃料の輸送の中止

第40条 当社は、必要のなくなった使用済核燃料の輸送を今後は行わない。

第12号議案 取締役1名解任の件

◎議案内容

取締役社長幕田圭一氏を、重大な情報隠しと情報操作を行い、当社の社会的信用を失墜させた責任をとらせるために、解任します。

第13号議案 退任取締役及び退任監査役に対する慰労金贈呈の件

◎議案内容

本総会終結時に退任する取締役及び監査役の退職慰労金は、会社提案の半額に減額する。

第80回（2004年H16） 574名（640,700株）

第4号議案 利益処分案承認の件

◎議案内容

会社提案の利益処分案を、次の通り修正する。配当金を従来より20%引き上げ、1株につき5円増額して、30円とする。また、長年にわたって巻原発計画の中止という経営判断を下せず、当社に305億円という損害を与えた取締役会の責任を明確にさせ、その損失を少しでも補填するために、役員賞与金を今回は計上しない。

第5号議案 定款一部変更の件（1）

◎議案内容

第3章 株主総会に以下の第16条を追加する。

（株主提案の尊重）

第16条 取締役会は、株主総会に提出された株主提案を尊重し、当会社の経営に積極的に反映させる。

第6号議案 定款一部変更の件（2）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第7章 情報公開

第38条 当社は、経営の透明性を高め、企業活動の公正さ・健全性を保つため、積極的に情報公開を行う。

欠損金の処理を株主総会の議題とするときは、その明細を明らかにする。

第7号議案 定款一部変更の件（3）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第8章 役員報酬・退職慰労金等の開示

第39条 当社は、役員報酬・退職慰労金等を次の方法で開示する。

- 1 取締役および監査役の報酬・賞与については、個々の取締役および監査役毎に、その金額を株主総会の招集通知に添付する参考書類に記載する。
- 2 取締役および監査役の退職慰労金贈呈の議案を株主総会に提出するときは、退任する個々の取締役および監査役毎に、その金額を議案に明記する。

第8号議案 定款一部変更の件（4）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第9章 コジェネレーションの推進

第40条 当社は、エネルギーの効率的利用と地域経済の活性化・地域福祉の向上のために、コジェネレーション事業を積極的にすすめるとともに、地方自治体等と協力して、コジェネレーションに基礎をおく地域づくりに協力する。

第9号議案 定款一部変更の件（5）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第10章 分社化（事業部制の導入）

第41条 当社は、火力原子力本部を廃止し、火力発電事業部及び原子力発電事業部として分社化する。コジェネレーション・燃料電池・風力・太陽光等多電源ネットワーク事業部を新設する。

第10号議案 定款一部変更の件（6）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第11章 核燃料サイクル事業からの撤退

第42条 当社は、企業変革を断行するため、「核燃料サイクル事業」より撤退する。使用済み核燃料は、当面当該発電所内に貯蔵し、別途貯蔵方法を検討する。貯蔵限度に至った場合は、当該発電所を休止する。

第11号議案 定款一部変更の件（7）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第12章 女川原発1号機、2号機の廃炉

第43条 当社は、「経営革新」に伴うリスクマネジメント上、止むを得ず女川原発1号機、2号機は廃炉とする。

第12号議案 取締役1名解任の件

◎議案内容

取締役会長八島俊章氏を、巻原発の撤退に伴い甚大な損失を当社に与えた責任、及び立地住民を多大な混乱に陥れ、当社の社会的信用を失墜させた責任をとらせるために、解任します。

第81回（2005年H17） 599名（737,600株）

第6号議案 利益処分案承認の件

◎議案内容

会社提案の利益処分案を、次の通り修正する。配当金を従来より20%引き上げ、1株につき5円増額して、30円とする。

第7号議案 定款一部変更の件（1）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第7章 役員報酬・退職慰労金等の開示

第37条 当社は、役員報酬・退職慰労金等を次の方法で開示する。

- 1 取締役および監査役の報酬・賞与については、個々の取締役および監査役毎に、その金額を株主総会の招集通知に添付する参考書類に記載する。
- 2 取締役および監査役の退職慰労金贈呈の議案を株主総会に提出するときは、退任する個々の取締役および監査役毎に、その金額を議案に明記する。

第8号議案 定款一部変更の件（2）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第8章 部門別カンパニー制度の導入

第38条 当社は、部門別社内カンパニー制度を導入して、各部門別の収益性と信頼性を明確にする。現行取締役は各執行役員として再配置し、その職責・職務能力は「決算書」として株主に明示する。

第9号議案 定款一部変更の件（3）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第9章 原子力発電所の廃炉基準

第39条 当社は、当社が運転する原子力発電所での無用な出費や労働者被曝の増大を防ぐため、明確な廃炉基準を定め、重大なトラブルが発生した場合には、その基準に従ってすみやかに廃炉の処置を行う。

第10号議案 定款一部変更の件（4）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第10章 核燃料再処理会社への不参加

第40条 当社は、「企業価値」保全のため、「国策」といえども今後は「核燃料再処理」事業には参加しない。使用済み核燃料は、現行のまま貯蔵し、今後コストパフォーマンスを考慮・研究し対策する。

第11号議案 退任取締役及び退任監査役に対する慰労金贈呈の件

◎議案内容

巻原発の撤退に伴い当社に甚大な損失を与えた責任、及び、立地住民を多大な混乱に陥れ当社の社会的信用を失墜させた責任を取らせるため、本総会終結時に退任する取締役及び監査役の退職慰労金は、会社提案の半額に減額する。

第82回（2006年H18） 519名（638,200株）

第3号議案 利益処分案承認の件

◎議案内容

会社提案の利益処分案を、次の通り修正する。配当金を従来より20%引き上げ、1株につき5円増額して30円とする。役員賞与金は計上せず0とする。

第4号議案 定款一部変更の件（1）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第7章 役員報酬の開示

第37条 当社は、役員報酬を次の方法で開示する。

取締役および監査役の報酬・賞与については、個々の取締役および監査役毎に、その金額を株主総会の招集通知に添付する参考書類に記載する。

第5号議案 定款一部変更の件（2）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第8章 役員退職慰労金

第38条 当社は、退任取締役および監査役に対する退職慰労金は贈呈しない。

第6号議案 定款一部変更の件（3）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第9章 事業部制度

第39条 火力発電事業部は、火力発電のすべてを統括し、当該部分でのコスト等すべての責任を負う。

2 水力発電事業部は、水力発電のすべてを統括し、当該部分でのコスト等すべての責任を負う。

3 原子力発電事業部は、原子力発電のすべてを統括し、当該部分でのコスト等すべての責任を負うと同時に、早期撤退計画を策定する。

4 送配電部門は、他電気事業者との共同運営に移管する。

5 オンサイト発電事業部を新設し、「東北エネルギーサービス」を吸収する。

第7号議案 定款一部変更の件（4）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第10章 地球温暖化防止対策等の地球規模の環境問題への取り組み

第40条 当社は、電気事業者の社会的責任として、地球温暖化防止対策等の地球規模の環境問題へのトップランナーとなることを宣言し、関連会社とともにE S C O事業に力を入れるとともに、節電・省エネルギー・エネルギーの効率利用とそのため技術開発に取り組み、温暖化ガスおよび放射性廃棄物の排出を削減するよう全社をあげて邁進する。

第8号議案 定款一部変更の件（5）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第11章 青森県六ヶ所村の地域再生への協力

第41条 当社は、地域に密着した電気事業者として、周辺地域や三陸沿岸などに深刻な環境汚染をもたらす核燃料再処理計画の見直しを国に求め、再処理工場の操業に反対し、青森県および六ヶ所村と協力して、核燃料サイクル事業に頼らない六ヶ所村の地域づくりおよび農漁業振興による地域再生に協力する。

第9号議案 定款一部変更の件（6）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第12章 女川原発の運転停止

第42条 当社は、2030年までの発生確率が98%とされるマグニチュード7.5～8.0クラスの宮城県沖地震が発生するまでは、安全を最優先させるという当社の崇高な経営理念に基づき、女川原発1～3号機の運転を停止する。

第10号議案 取締役1名解任の件

◎議案内容

常務取締役小林 英氏を、女川原子力発電所の耐震安全性は十分と株主総会で株主に保証したにも関わらず、2005年8月16日の宮城県沖地震で女川原発1～3号機がすべて長期停止するという甚大な損失を当社にもたらし、当社の社会的信用を失墜させた責任をとらせるために、解任します。

第83回（2007年H19） 537名（664,300株）

第8号議案 定款一部変更の件（1）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第7章 役員報酬の開示

第45条 当社は、役員報酬を次の方法で開示する。

取締役および監査役の報酬・賞与については、個々の取締役および監査役毎に、その金

額を株主総会の招集通知に添付する参考書類に記載する。

第9号議案 定款一部変更の件（2）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第8章 不正防止・法令遵守・公正な事業運営のための組織整備

第46条 当社業務に携わる従業員および現場作業員等の通報窓口を設置し、あわせて不正防止・法令遵守・公正な事業運営のために、「東北電力倫理規程」を制定し、当社と直接的な利害関係をもたない弁護士・有識者などの外部委員を含む「コンプライアンス委員会」を発足させる。

第10号議案 定款一部変更の件（3）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第9章 故障による長期停止原子力発電プラントの廃棄

第47条 故障を原因とする一年以上の停止を余儀なくされた原子力発電プラントは、減損処理対象とする。

第11号議案 定款一部変更の件（4）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第10章 環境汚染の防止

第48条 当社は、敷地周辺のみならず、海産資源の宝庫である三陸の海を放射能で汚染する、六ヶ所再処理工場の操業に協力しない。

第12号議案 取締役1名解任の件

◎議案内容

女川原子力発電所の安全管理体制の不備、長年にわたる組織的なトラブル隠し・データ改ざんなどの経営責任を社会的に明確にするために、高橋宏明社長を解任する。

第84回（2008年H20） 487名（603,400株）

第6号議案 剰余金の処分の件

◎議案内容

会社提案の「剰余金の処分の件」を、次の通り修正する。

期末配当金は1株につき30円を維持する。

また、放射能汚染を拡大し、赤字が予想される再処理事業を行う日本原燃(株)への出資金等の投資を速やかに引き上げるとともに、当社の原発で発生した使用済核燃料を永久貯蔵するための準備金として、繰越利益剰余金から新たに300億円を計上する。

なお、剰余金の配当が効力を発生する日については株主総会開催日の翌営業日とする。

第7号議案 定款一部変更の件（1）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第7章 役員報酬の開示

第45条 当社は、役員報酬を次の方法で開示する。

取締役および監査役の報酬・賞与については、個々の取締役および監査役毎に、その金額を株主総会の招集通知に添付する参考書類に記載する。

第8号議案 定款一部変更の件（2）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第8章 経営革新委員会

第46条 当社に経営革新委員会を設置する。

第9号議案 定款一部変更の件（3）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第9章 東通原発の運転停止

第47条 当社は、耐震安全性が確認されていない東通原発を、安全を最優先させるという当社の経営理念に基づき、運転を停止する。

第10号議案 定款一部変更の件（4）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第10章 自然エネルギーの推進

第48条 当社は、地球温暖化対策への本格的な取組として、「東北電力自然エネルギー推進宣言」を行い、風力・太陽光・バイオマス発電設備からの高値での買取制度を発足させ、これら自然エネルギー発電設備の普及拡大を推進する。

第11号議案 役員賞与支給の件

◎議案内容

会社提案の「役員賞与支給の件」を、次の通り修正する。

女川原子力発電所の配管減肉管理等の安全管理体制の不備を招いた取締役・監査役の責任を社会的に明確にするため、また主旨の不明確なお手盛りの出費になっている役員賞与金は廃止し、役員賞与金は計上しない。

第85回（2009年H21） 247名（321,500株）

第5号議案 定款一部変更の件（1）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第7章 役員報酬の開示

第45条 当社は、役員報酬を次の方法で開示する。

取締役および監査役の報酬・賞与については、個々の業績評価並びに金額を、株主総会の招集通知に添付する参考書類に記載する。

第6号議案 定款一部変更の件（2）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第8章 プルサーマル計画の中止

第46条 当社は女川原子力発電所3号機で実施予定のプルサーマル計画を中止する。

第86回（2010年H22） 255名（330,500株）

第5号議案 定款一部変更の件（1）

◎議案内容

第4章 取締役及び取締役会 に以下の条項を追加する。

（専任取締役）

第31条 当社に資源環境及びエネルギー産業の激変に対応する為の専任取締役を設ける。

第6号議案 定款一部変更の件（2）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第7章 役員報酬の開示

第44条 当社は、役員報酬を次の方法で開示する。

取締役および監査役の報酬・賞与については、個々の業績評価並びに金額を、株主総会の招集通知に添付する参考書類に記載する。

第7号議案 定款一部変更の件（3）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第8章 情報公開の推進

第45条 当社は企業の社会的責任を果たすため、情報公開を積極的に推進する。

第8号議案 定款一部変更の件（4）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第9章 当会社業務に関係する行政機関からの天下り禁止

第46条 当社は業務の不正を防止するため、当社と密接な関係の部署にいる行政機関の職員の受け入れを禁止する。

第9号議案 定款一部変更の件（5）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第10章 高速増殖炉開発からの撤退

第47条 当社は見通しのない高速増殖炉の開発から手を引き、今後係らないこととする。

第10号議案 定款一部変更の件（6）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第11章 プルサーマル計画の凍結

第48条 当社は女川原子力発電所3号機で実施予定のプルサーマル計画を、使用済みMOX燃料の処理・処分方法が確定するまで凍結する。

第87回（2011年H23） 232名（289,200株）

第5号議案 定款一部変更の件（1）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第7章 原子力発電の廃止

第44条 当社は、原子力発電を廃止する。更に代替可能で多様な電源システムの構築に向けて、持てる力の全てを注ぎ邁進する。

第6号議案 定款一部変更の件（2）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第8章 核燃料再処理事業への投資の中止

第45条 当社は、核燃料再処理事業への投資を行わない。六ヶ所再処理工場を運営する日本原燃(株)への増資は撤回する。

第7号議案 取締役賞与支給の件

◎議案内容

会社提案の「取締役賞与支給の件」を、次の通り修正する。

危険な原子力発電を推進してきた取締役の責任を社会的に明確にするため、また主旨の不明確なお手盛りの出費になっている取締役賞与を廃止するため、取締役賞与は計上しない。

第88回（2012年H24） 261名（354,000株）

第3号議案 定款一部変更の件（1）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第7章 再生可能エネルギー

第43条 当社は、再生エネルギー特別措置法の本旨に則り、再生可能エネルギーへの投資を拡大する。

2. 再生可能エネルギー技術開発投資は、地域産業振興と一体化して推進する。

3. 新設電源は全て再生可能エネルギーとし、財政逼迫の折、財源は原子力発電及び再処理

事業への投資を回収して当てる。

4. 原発震災の経験を踏まえて、電源は電力中央研究所の指摘する様な、小規模分散のネットワーク型を目指す。

第4号議案 定款一部変更の件（2）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第8章 原子力発電所

- 第44条 当社は、福島第一原子力発電所事故の知見を生かした新たな安全基準による審査、緊急防護措置計画範囲内の自治体の防災計画の策定及び安全協定の締結を行なうまでは、女川原子力発電所及び東通原子力発電所の運転再開を行わない。

第5号議案 定款一部変更の件（3）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第9章 浪江・小高原子力発電所

- 第45条 当社が計画している浪江・小高原子力発電所の建設計画を白紙撤回する。

第89回（2013年H25） 235名（318,000株）

第5号議案 定款一部変更の件（1）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第7章 女川原子力発電所の廃止

- 第43条 当社は、マグニチュード9.0、記録された加速度567.5ガルの設計時の想定を超える地震動に見舞われた女川原子力発電所の再稼働を行わず、廃炉の措置を進める。

第6号議案 定款一部変更の件（2）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第8章 東通原子力発電所の廃止

- 第44条 当社は、敷地内に活断層がある東通原子力発電所の再稼働を行わず、廃炉の措置を進める。

第7号議案 定款一部変更の件（3）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第9章 送電網の全国一本化

- 第45条 再生可能エネルギーの導入を可能とする体制を整備するため、広域的系統計画を策定する。具体的には当社の送電網を切り離して共同で所有する全国規模の送電網に一本化する。

第90回（2014年H26） 221名（296,100株）

第3号議案 定款一部変更の件

◎議案内容

第1章 総則 に以下の条項を追加する。

（脱原発会社宣言）

- 第6条 当社は、東京電力福島第一原子力発電所事故により甚大な被害を受けた東北圏を供給区域とする電力会社であることを重く受け止め、「脱原発会社宣言」を行い、原子力発電に依存しない電力供給体制の確立を目指す。

第4号議案 定款一部変更の件（2）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第7章 将来計画の策定と情報公開

(将来計画の策定)

第 44 条 当社は、将来的な需要の変動を見据えた長期的な電力供給計画を策定・公表することで、消費者の信頼および経営の透明性を確保する。

第 5 号議案 定款一部変更の件 (3)

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 7 章 将来計画の策定と情報公開
(情報公開)

第 45 条 当社は、可能な限り経営および事業に関する情報公開をすることにより、消費者の信頼および経営の透明性を確保する。

第 91 回 (2015 年 H27) 229 名 (311,300 株)

第 5 号議案 定款一部変更の件 (1)

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 7 章 地球環境に与えるリスクを最小限に抑える電源構成
(原発からの撤退)

第 43 条 当社は、原子力発電事業から全面的に撤退する。

第 6 号議案 定款一部変更の件 (2)

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 7 章 地球環境に与えるリスクを最小限に抑える電源構成
(リスクの抑制)

第 44 条 当社は、放射能汚染リスクと、地球温暖化リスクを最小限に抑えるため、電源構成における原子力発電と石炭火力発電の比率を可能な限り引き下げ、再生可能エネルギー発電と高効率 LNG 火力発電を中心とした電源構成への移行を図る。

第 7 号議案 定款一部変更の件 (3)

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 8 章 使用済核燃料の責任管理

第 45 条 当社の原子力発電により発生した使用済核燃料は、当社の責任において厳重に管理保管し、その数量を増加させない。

第 8 号議案 定款一部変更の件 (4)

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 9 章 自治体の事前了解

第 46 条 当社は、原子炉施設及びこれと関連する施設等を新增設しようとするときは又は変更しようとするときは、事前に全ての原子力災害重点区域内の自治体と協議し、了解を得るものとする。

第 92 回 (2016 年 H28) 204 名 (247,300 株)

第 4 号議案 定款一部変更の件 (1)

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 7 章 原子力発電所

第 43 条 当社は所有する原子力発電所を再稼働させず、廃炉作業を開始する。

第 5 号議案 定款一部変更の件 (2)

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 8 章 放射性物質の責任管理

第 44 条 当社は当社の原子力発電所で発生させた放射性物質を、発生者責任を果たすため当社の原子力発電所の敷地内で厳重に管理する。

第 6 号議案 定款一部変更の件（3）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 9 章 核燃料再処理事業への投資の中止

第 45 条 当社は、核燃料再処理事業への投資を行わない。六ヶ所再処理工場を運営する日本原燃株式会社への投資は回収する。

第 7 号議案 定款一部変更の件（4）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 10 章 高速増殖炉開発からの撤退

第 46 条 当社は見通しのない高速増殖炉の開発から手を引き、今後係わらないこととする。

第 8 号議案 定款一部変更の件（5）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 11 章 事故に対する社会的責任

第 47 条 当社は、当社の原子力発電所の事故に対して全責任を負い、全て当社で賄う。

第 93 回（2017 年 H29） 198 名（259,000 株）

第 3 号議案 定款一部変更の件（1）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 7 章 原子力発電からの撤退と再生可能エネルギーの推進

第 43 条 当社は、原子力発電から撤退し、再生可能エネルギーの開発に積極的に取り組む。

第 4 号議案 定款一部変更の件（2）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 8 章 女川原子力発電所の廃止

第 44 条 当社は、女川原子力発電所の適合性審査申請を取り下げ、廃炉の措置を進める。

第 5 号議案 定款一部変更の件（3）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 9 章 核燃料サイクル事業からの撤退

第 45 条 当社は、核燃料サイクル事業から撤退する。

第 6 号議案 定款一部変更の件（4）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 10 章 使用済核燃料の管理責任

第 46 条 当社は、原子力発電で発生させた放射性物質の管理責任を果たすため、管理計画を早急に策定する。

第 7 号議案 定款一部変更の件（5）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 11 章 再生可能エネルギー電源の優先的な接続

第 47 条 当社は、再生可能エネルギー推進の立場から、再生可能エネルギーを優先的に送電網に接続する。

第 94 回 (2018 年 H30) 214 名 (255,600 株)

第 7 号議案 定款一部変更の件 (1)

◎議案内容

第 1 章 総則に以下の条項を追加する。

(脱原発会社宣言)

第 6 条 当社は、東京電力福島第一原子力発電所事故により甚大な被害を受けた東北圏を供給区域とする電力会社であることを重く受け止め、「脱原発会社宣言」を行い、原子力発電に依存しない電力供給体制の確立を目指す。

第 8 号議案 定款一部変更の件 (2)

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 7 章 東通原子力発電所の廃止

第 4 4 条 当社は、東通原子力発電所の適合性審査申請を取り下げ、廃炉の措置を進める。

第 9 号議案 定款一部変更の件 (3)

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 8 章 廃炉計画の策定

第 4 5 条 当社は、原発廃炉時代を見据え、他電力会社に先駆けて廃炉計画を策定・公表することで、消費者の信頼および経営の透明性を確保する。

第 10 号議案 定款一部変更の件 (4)

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 9 章 送電線容量の有効活用

第 4 6 条 当社は、基幹送電線の容量を、実潮流ベースで有効活用することによって、再生可能エネルギー等の新規電源の速やかな接続を促進する。

第 11 号議案 定款一部変更の件 (5)

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 10 章 再生可能エネルギー導入拡大計画の策定と実行

第 4 7 条 当社は、再生可能エネルギーの導入拡大へ向けた中長期計画を策定し、着実に実行し、出来るだけ早期に再生可能エネルギー比率を 30%~40%とすることを旨とする。

第 12 号議案 定款一部変更の件 (6)

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 11 章 出資・債務保証

第 4 8 条 当社は、電力自由化に対応し財務の健全性を確保するため、すでに破綻し“負の遺産”になった原子力発電事業並びに核燃料サイクル事業への投資を見直し、世界の趨勢である太陽光発電や風力発電、その他の再生可能エネルギー事業への投資を加速する。

そのために、以下の会社への出資・債務保証を取りやめる。

1. 原発専門事業者の日本原子力発電株式会社への出資及び債務保証は行わない。
2. 核燃料再処理事業者の日本原燃株式会社への出資及び債務保証は行わない。

第 95 回 (2019 年) 197 名 (213,900 株)

第 5 号議案 定款一部変更の件 (1)

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 7 章 原子力発電事業からの撤退と原子力事業他社への出資の中止

第39条 当社は、経営面でも安全面でもリスクの大きい原子力発電事業から撤退し、原子力事業他社への出資・債務保証を取りやめる。

第6号議案 定款一部変更の件（2）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第8章 女川原子力発電所1号機の廃炉計画の策定

第40条 当社は、女川原子力発電所1号機の廃炉に当たって、速やかに廃炉計画の策定・公表をすることで、県民、消費者への信頼、透明性を確保する。

第7号議案 定款一部変更の件（3）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第9章 日本原子力発電株式会社との電力供給契約の破棄

第41条 当社は、電力自由化に対応し財務の健全性を確保するため、日本原子力発電株式会社との間の電力供給契約を破棄する。

取締役会は、日本原子力発電株式会社からの資金回収計画を策定し、毎年、株主総会に報告する。

第8号議案 定款一部変更の件（4）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第10章 自治体の事前了解

第42条 当社は、原子炉施設及びこれと関連する施設等を新增設しようとするとき又は変更しようとするときは、事前に全ての原子力災害対策重点区域内の自治体と協議し、了解を得るものとする。

第9号議案 定款一部変更の件（5）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第11章 送配電部門の所有権分離

第43条 当社は、送配電部門を別会社化し、発電・販売部門会社との資本関係を解消して、中立性・公平性を確保する。

第96回（2020年） 217名（254,900株）

第7号議案 定款一部変更の件（1）

◎議案内容

第1章 総則 の（目的）第2条 を以下の通り変更する。（下線は変更部分）

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

（1）電気事業

ただし原子力発電は行わない。

（2）電気機械器具の製造、販売及び賃貸

（3）冷水、温水、蒸気等の熱供給事業

（4）ガス供給事業

（5）情報処理及び電気通信事業

（6）不動産の売買、賃貸借及び管理

（7）土木及び建築工事並びにこれらに関連する調査、企画、測量、設計、保守、及び監理

（8）前各号並びに環境に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウの販売

（9）前各号に附帯関連する事業

第8号議案 定款一部変更の件（2）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第7章 原子炉設置変更許可の辞退と申請の取り下げ及び提出の断念

第39条 当社は、第1章第2条に原子力発電を行わないことを明記したのを受けて、女川原子力発電所2号機の設置変更許可を辞退し、申請中の東通原子力発電所の申請を取り下げ、提出を予定している女川原子力発電所3号機の原子炉設置変更許可申請は断念する。

第9号議案 定款一部変更の件（3）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第8章 放射性廃棄物の発生者責任

第40条 当社は、女川原子力発電所1号機の廃炉に当たって放射性廃棄物の発生者責任を果たすため、具体的かつ実効性のある処分計画を早急に策定・公表をすることで、消費者への信頼を確保する。

第10号議案 定款一部変更の件（4）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第9章 原子力災害対策への責任

第41条 当社は、実効性ある避難計画の策定と避難訓練の実施によって住民の被ばくを防ぐことを、原子力発電所事業者としての最重要の課題とし、その実効性が担保されない限り原子力発電所を稼働させない。

第11号議案 定款一部変更の件（5）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第10章 地域に寄り添う取り組み

第42条 当社は、女川原子力発電所2号機再稼働の是非を問う県民投票の実施を宮城県に求め、投票の結果に示された県民の意思に従う。

第12号議案 定款一部変更の件（6）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第11章 当社以外の原子力発電事業者等への支援の禁止

第43条 当社は、第1章第2条に原子力発電を行わないことを明記したのを受け、また電力自由化に対応し財務の健全性を確保するため、当社以外の原子力発電事業者への支援を行わない。および原子力発電関連事業での自治体への寄付等を行わない。

具体的には、

1. 原発専業事業者の日本原子力発電株式会社への「基本料」の支出及び出資・債務保証は行わない。
2. 原子力発電関連事業での自治体への寄付行為を禁止する。